

教えて!
消費生活 Q&A



～賃貸住宅の原状回復費用について～

Q

賃貸マンションを退去することになり、キレイに使ってきたつもりだったが、退去時の管理会社との立ち合いで「敷金はリフォーム代に充てる」と言われ納得ができない。

A

原状回復以上の費用を負担する必要はありません。原状回復と言っても、新築のようにキレイにして戻すわけではなく、貸借人の故意、過失、その他通常の使用を超えるような使用による損耗（そんもう）や毀損（きそん）分を復旧することとされています。納得できない請求に対しては、国土交通省の「ガイドライン」を参考に自主交渉をしましょう。

また、入居時・退去時は双方立会いのもと現場確認をし、損耗箇所等については写真を撮ったり、書面にして残しておきましょう。